

## 深夜0時以降お酒を提供する 飲食店の届出について

平成23年10月6日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順  
〒170-0013  
豊島区東池袋1-33-3 池袋ティーハウス508  
Tel 03-6912-8174 Fax 03-6912-8175  
e-mail : [jun.asai@asai-office.jp](mailto:jun.asai@asai-office.jp)  
URL : <http://asai-office.jp/>

いつもありがとうございます。浅井順です。

飲食店営業を始めるにあたっては、保健所や消防署等に許可、届出が必要となりますが、その中で深夜0時以降もお酒を提供する飲食店を営む場合には、別途管轄の警察署に「深夜酒類提供飲食店営業」の届出が必要となります。

今回はその、「深夜酒類提供飲食店営業」についてお伝えしたいと思います。

### 深夜0時以降お酒を提供する飲食店の届出について

#### 1. 深夜酒類提供飲食店とは

「深夜酒類提供飲食店」とは、主に酒類を提供するバーやカフェ等の飲食店が、午前0時を超えても酒類を提供して営業するものをいいます。開業する場合には、10日前までに店舗の管轄の警察署へ届出が必要です。

**\*深夜酒類提供飲食店は接待を行うことはできません。接待を行う場合には、他の風俗営業許可等が必要となります。**

#### 2. 場所的要件（各都道府県で異なります。）

以下の地域は、東京の場所で営業する場合の要件です。

##### ◆住居集合地域である

- ・第1種低層住居専用地域
- ・第2種低層住居専用地域
- ・第1種中高層住居専用地域
- ・第2種中高層住居専用地域
- ・第1種住居地域
- ・第2種住居地域及び準住居地域

上記においては、深夜における酒類提供飲食店は営業できません。なお、これらの地域に該当するかは、市区町村で確認が可能です。

#### 3. 主な構造的要件

- ①客室の床面積が9.5平方メートル以上であること（1室の場合除く）
- ②客室に見通しを妨げる設備がないこと
- ③風俗を害するおそれのある写真、装飾等の設備がないこと
- ④営業所の照度が20ルクス以上あること
- ⑤騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること
- ⑥ダンスをする踊り場がないこと

#### 4. 必要書類

【法人の場合】

- ①営業開始届
- ②営業の方法を記載した書面
- ③営業所の地域略図、平面図、求積図、照明・音響設備配置図、求積表
- ④役員全員の住民票
- ⑤法人の登記簿謄本
- ⑥定款（事業目的欄に「飲食店の経営」等の記載があること）
- ⑦飲食店営業許可証（保健所）の写し

\*警察署によっては別途書類が必要となる場合もございます。

#### 最後に

店舗を決定する前に、場所的要件・構造的要件等に問題ないかまずは御確認ください。また、飲食店営業許可を取得していない場合には、まずは飲食店営業許可の取得が必要となりますので、事前に保健所へ相談後、保健所へ申請を行い、許可を取得するようにします。店舗の計画等が決まりましたら、当事務所でも要件・設備基準等について相談に応じておりますので、お気軽にご相談下さい。

以上